ご注意いただきたいこと

- 国民年金基金は、積立方式の年金です。また、国民年金とは異なり、物価等のスライドはありません。
- 国民年金基金への加入は、国民年金の保険料が納付されていることが前提となります。
- 国民年金基金へのご加入は任意ですが、いったんご加入いただいた場合、ご自分の都合で任意に脱退および中途解約することはできません。
- 遺族一時金について
  B型を除く「保証期間付」のタイプについては、掛金の納付期間中、年金を受給するまでの待期期間中または受給開始後の保証期間中に亡くなった場合、その方と生計をともにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に一時金が支給されます。遺族一時金は、掛金総額を下回ることがあります。詳しくはお問い合わせください。また、保証期間のないB型のみに加入されている方が、年金を受給する前に亡くなったときには、1万円の遺族一時金が支給されます。
- 国民年金の老齢基礎年金を繰上げ受給する方は、繰上げ受給期間中は、基金から国民年金の付加年金に相当する部分だけ受け取ることになりますので、基金へ年金請求の手続きが必要となります。
- 国民年金基金の年金額が12万円以上の時は、年6回（偶数月に前月および前々月分として）のお支払いになり、年金額が12万円未満の時は、年1回（毎年、決まった月に過去1年分として）のお支払いになります。
- ご加入の際には、「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」をよくお読みください。
- その他、ご不明の点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。
- このパンフレットに記載されている内容は平成29年4月（税制については平成29年1月）時点のものであり、今後変更となることがあります。

ホームページアドレス　www.npfa.or.jp

概要版　不許複製

国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

国民年金基金

国民年金基金とは

自営業、フリーランスなどの方々のため、老齢基礎年金に上乗せして、より豊かな老後を保障する公的な年金制度です。国民年金基金制度には、税制上の優遇措置があります。

平成29年4月時点

国民年金基金の 5つのメリット

国民年金基金には、メリットいろいろ。
公的な個人年金ならではのメリットもあります。

1 | 終身年金が基本

- 65歳から生涯受け取る終身年金（A型・B型）が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

2 | 年金額が確定、掛金額も一定

- 掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- 加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。（途中で口数を変更しない場合）

3 | 税制上の優遇

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。※平成29年1月現在

4 | 万が一のときは家族に一時金

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。（B型を除く）

5 | 自由なプラン設計

- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。

国民年金基金の 3つのポイント

ライフプランに合わせて組み立てられる国民年金基金で、
あなたのゆとりをじっくり育てていきましょう。

1 | 加入できる方は？

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金に任意加入されている方が加入できます。

加入後に資格を喪失し、基金を脱退することとなるのは以下の場合です。
1）第1号被保険者でなくなったとき（海外に転居したときを含みます）
2）国民年金の保険料が免除（一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます）されたとき
3）農業者年金に加入したとき
4）国民年金の任意加入被保険者でなくなったとき（国民年金に任意加入されている方）

※他の都道府県に転出されたとき（地域型基金）や、該当する職種に従事しなくなったとき（職能型基金）も脱退となりますが、3か月以内に手続きを行えば、新しい基金に従前と同条件で加入することができます。
※海外に転居されたときは脱退となりますが、引き続き国民年金の任意加入の手続きを行い、3ヶ月以内に基金に加入すれば従前と同条件で加入することができます。
※加入後に任意に脱退することはできません。
※基金を脱退したときは、脱退一時金はありませんが、脱退に伴う解約控除（違約金）などのデメリットもありません。
掛金を納めていただいた期間に見合った年金を将来お受け取りいただくこととなり、着実に老後の資金となります。
※国民年金の付加年金を納付されている方が基金に加入した場合、付加年金の納付はできなくなります。
※法定免除の方（障害基礎年金を受給されている方等）が「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所に提出した場合、国民年金保険料の納付申出をした期間は加入することができます。

2 | 年金の給付は？

年金額の加入口数、年金受取期間は給付の型によって決まります。

- 老後のライフプランに合わせて選択してください。

3 | 毎月の掛金は？

掛金は加入時の年齢、性別、選択する給付の型と口数によって決まります。

- 掛金の上限は月額6万8,000円です。（個人型確定拠出年金にも加入されているときは、その掛金と合わせて6万8,000円が上限となります）
  ※掛金月額が6万8,000円以内でも、確定年金の年金額は終身年金の年金額（1口目を含めた額）を超えることはできません。
- 掛金の払込期間は、60歳未満でご加入の場合は、ご加入時から60歳到達前月までです。60歳以上でご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または国民年金の任意加入被保険者資格の喪失予定年月の前月までです。
  ※60歳未満で加入した方が60歳以降も加入する場合、改めて加入の手続きが必要です。（掛金は従前のものとは異なります。）
- また海外に居住されてご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または国民年金の任意加入被保険者の喪失予定年月の前月までです。（60歳未満で加入した方が60歳以降も引き続き加入する場合、給付の型を再度選択する必要があります。）
- 掛金は、ご指定の金融機関から口座振替にて納付いただくこととなります。
  また、ご加入の機会に国民年金保険料の口座振替（基金掛金と合算）をお申し込みいただくこともできます。（海外に居住されている方を除く）
- 掛金の引落日は原則として翌々月の1日です。

国民年金基金とは

老後に受け取れる国民年金（老齢基礎年金）はご夫婦で月に約13万円。しかし、高齢者世帯は、月に約28万円かかると言われています。この不足分を補うものとして、会社員の方（第2号被保険者）には厚生年金がプラスされますが、自営業などの方（第1号被保険者）はご自身で上乗せしなければなりません。そこで、用意されている公的な個人年金が国民年金基金です。

＼国民年金は基本的な生活費をまかなうためのものです。／

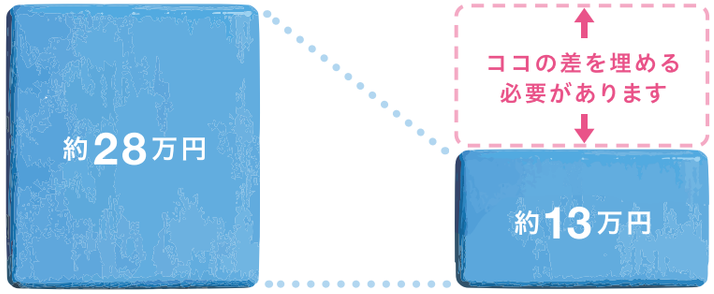

高齢者の世帯が実際に必要とする生活費（月額）※1

国民年金の支給額（月額）（基礎年金満額×夫婦2名分）※2

＼自営業などの方にも、上乗せ年金が必要です。／

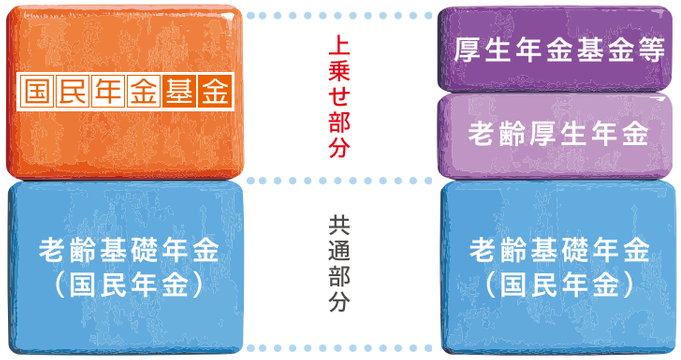

第1号被保険者（自営業・自由業など）

第2号被保険者（会社員）

※1：総務省統計局「家計調査」（平成27年）　※2：20歳～60歳のすべての期間保険料を納めた方の場合（夫婦2名分）。

お得な税制措置

国民年金基金は公的な個人年金なので、掛金の全額を社会保険料として課税所得額から控除できます。※1 一般の個人年金の場合、所得税で最高年額4万円（住民税で最高年額2.8万円）※2 の控除とされているので、この税制措置は国民年金基金のメリットのひとつです。下の例で見ると、所得税・住民税が毎年約9万円軽減されることになります。約21万円の支出で、掛金30万円分の年金を受け取ることができるのです。

※1 海外に居住されている方は、原則として所得控除が受けられません。　※2 平成24年1月以降に締結した個人年金の場合。

＼公的な個人年金だから税制面でとても有利。／

課税所得金額がおよそ400万円の場合で

国民年金基金の掛金の年間合計額が30万円の場合 → 掛金は実質約21万円

所得税・住民税 **約9万円** 軽減！

※所得税および復興特別所得税の合計税率を20.42%、住民税率を10%として計算。

年金を受け取る時も

国民年金基金の年金は、国民年金や厚生年金等の年金と合わせて「公的年金等控除」の対象となります。

遺族一時金の支給とは

終身年金A型と確定年金Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ型については保証期間があり、以下のような遺族一時金があります。

年金受給前に死亡された場合

加入時年齢、死亡時年齢および死亡時までの掛金納付期間に応じた遺族一時金が支給されます。

保証期間中に死亡された場合

残りの保証期間の年金を支給するための資産（年金原資）相当額が遺族一時金として支給されます。

※遺族一時金の額が払込み掛金額を下回ることがあります。
※終身年金B型には保証期間はありませんが、B型のみに加入し、年金受給前に加入者が死亡された場合、1万円の遺族一時金が支給されます。
※遺族一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた遺族お一人となります。

将来設計に合わせて楽しく組み立てるのが、国民年金基金。

あなたの年金プランが一目瞭然。計算の手順をご紹介します。

① **1口目**を選択。
表−1 より A型 B型

② **2口目以降**を選択。(任意)
表−1 より A型 B型 Ⅰ型 Ⅱ型 Ⅲ型 Ⅳ型 Ⅴ型

③ **1口目**の年金額と**2口目**の年金額を足して合計年金額を算出。

④ 表−2 表−2 (9･10ページ)より あなたの掛金月額を確認。無理のないお支払い計画を。

⑤ いくら払えば いくら受け取れるかが 明確に。

※1口目･2口目ともに年金額の他に加算額がプラスされます。詳しくは下記の加算額表をご覧ください。

表−1 選べる年金タイプ

●年金月額は、加入時の年齢(月単位)により異なります。 ●1口目は減額できません。またA型→B型、B型→A型への途中変更はできません。 ●誕生月以外にご加入の場合、ご加入から次年齢に到達するまでに掛金を納めていただいた月数に応じ年金額が上乗せとなりますので誕生月を気にせずご加入をご検討いただけます。 ●確定年金の年金額は終身年金の年金額(1口目を含む)を超えることはできません。

1口目

A型 終身年金

年金額
- 加算額
- 年金月額
  - ■**2万円**(35歳誕生月までにご加入の場合)
  - ■**1万5千円**(45歳誕生月までにご加入の場合)
  - ■**1万円**(50歳誕生月までにご加入の場合)

終身お受け取り

65歳 ←→ 80歳 15年保証

B型 終身年金

年金額
- 加算額
- 年金月額
  - ■**2万円**(35歳誕生月までにご加入の場合)
  - ■**1万5千円**(45歳誕生月までにご加入の場合)
  - ■**1万円**(50歳誕生月までにご加入の場合)

終身お受け取り

65歳 保証期間なし

※50歳1月以降にご加入の場合、加入月数によって年金額は異なります。

2口目以降

A型 終身年金
年金額 加算額 年金月額 **1万円**※1 **5千円**※2
終身お受け取り
65歳 ←→ 80歳 15年保証

B型 終身年金
年金額 加算額 年金月額 **1万円**※1 **5千円**※2
終身お受け取り
65歳 保証期間なし

Ⅰ型 確定年金 **15年間**
年金額 加算額 年金月額 **1万円**※1 **5千円**※2
65歳 ←→ 80歳 15年保証

Ⅱ型 確定年金 **10年間**
年金額 加算額 年金月額 **1万円**※1 **5千円**※2
65歳 ←→ 75歳 10年保証

Ⅲ型 確定年金 **15年間**
年金額 加算額 年金月額 **1万円**※1 **5千円**※2
60歳 ←→ 75歳 15年保証

Ⅳ型 確定年金 **10年間**
年金額 加算額 年金月額 **1万円**※1 **5千円**※2
60歳 ←→ 70歳 10年保証

Ⅴ型 確定年金 **5年間**
年金額 加算額 年金月額 **1万円**※1 **5千円**※2
60歳 ←→ 65歳 5年保証

※1 35歳誕生月までにご加入の場合。
※2 50歳誕生月までにご加入の場合。

※50歳1月以降にご加入の場合、加入月数によって年金額は異なります。

1口目加算額(男女共通)

(年額:円)

加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額
20歳	676	25歳	752	30歳	848	35歳	744	40歳	906	45歳	792
21歳	688	26歳	768	31歳	872	36歳	771	41歳	951	46歳	848
22歳	704	27歳	788	32歳	900	37歳	801	42歳	999	47歳	910
23歳	720	28歳	808	33歳	928	38歳	834	43歳	1,056	48歳	986
24歳	736	29歳	828	34歳	960	39歳	867	44歳	1,116	49歳	1,076

2口目以降加算額(男女共通)

(年額:円)

加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額	加入時年齢	単位加算額
20歳	338	25歳	376	30歳	424	35歳	248	40歳	302	45歳	396
21歳	344	26歳	384	31歳	436	36歳	257	41歳	317	46歳	424
22歳	352	27歳	394	32歳	450	37歳	267	42歳	333	47歳	455
23歳	360	28歳	404	33歳	464	38歳	278	43歳	352	48歳	493
24歳	368	29歳	414	34歳	480	39歳	289	44歳	372	49歳	538

※誕生月以外に加入された時は、ご加入から次年齢に到達するまでに納めていただいた月数に応じて年金額に加算額が上乗せとなりますので、誕生月を気にせずご加入をご検討いただけます。※加入時年齢が50歳以上の方は、加算額はありません。
例えば、32歳2か月で1口目A型に加入された場合は、加算月数10月(12月−2月)×900円＝9,000円が加算額(年額)となります。

自由なプランで掛金設定。ライフサイクルに応じて増減も可能。

掛金の総額は、口数と型の組み合わせで自由に設定ができ、あなたにぴったりのプランがつくれます。また、口数単位であれば、加入後に途中変更も可能。ただし、月額掛金合計額の上限は6万8,000円です。各型の掛金額は加入時の年齢（月単位）により異なりますので、詳しくは9･10ページを参照ください。

1 青果店経営 A男さんのケース

40歳の誕生月に、1口目としてA型、さらに加えてA型3口加入した場合（男性）

60歳までお支払い	▶	65歳～終身
掛金額 年額297,720円		年金額 年額36万円
月額24,810円×12か月		月額3万円×12か月

※さらに余裕に応じ、2口目以降増口・減口することができます。

2～4口目	国民年金基金【A型】15年間保証付終身年金 年金月額5,000円（月額掛金4,135円）×3口＝15,000円	終身お受け取り
1口目	国民年金基金【A型】15年間保証付終身年金 年金月額15,000円（月額掛金12,405円）	終身お受け取り

▲65歳　▲80歳

＼ 国民年金基金掛金の税控除額（上記A男さんの場合） ／

課税所得金額400万円、掛金月額24,810円（年間297,720円）の場合

国民年金基金（全額所得控除）	掛金297,720円 実質掛金負担額 207,154円	軽減額（概算） 90,566円
一般の個人年金	保険料297,720円（仮定） 実質保険料負担額 286,752円	軽減額（概算） 10,968円

※軽減額（概算）は、所得税および復興特別所得税の合計税率を20.42％、住民税率を10％として計算。
※「一般の個人年金」の軽減額（概算）は、平成24年1月以降に締結した個人年金の場合で計算。

2 生花店経営 B子さんのケース

33歳の誕生月に、1口目としてA型、さらに加えてⅠ型2口加入した場合（女性）

60歳までお支払い	▶	65歳～80歳	▶	80歳～終身
掛金額 年額261,600円		年金額 年額48万円		年金額 年額24万円
月額21,800円×12か月		月額4万円×12か月		月額2万円×12か月

※さらに余裕に応じ、2口目以降増口・減口することができます。

2～3口目	国民年金基金【Ⅰ型】15年確定年金 年金月額10,000円（月額掛金4,135円）×2口＝20,000円	
1口目	国民年金基金【A型】15年間保証付終身年金 年金月額20,000円（月額掛金13,530円）	終身お受け取り

▲65歳　▲80歳

＼ 国民年金基金掛金の税控除額（上記B子さんの場合） ／

課税所得金額300万円、掛金月額21,800円（年間261,600円）の場合

国民年金基金（全額所得控除）	掛金261,600円 実質掛金負担額 208,731円	軽減額（概算） 52,869円
一般の個人年金	保険料261,600円（仮定） 実質保険料負担額 254,716円	軽減額（概算） 6,884円

※軽減額（概算）は、所得税および復興特別所得税の合計税率を10.21％、住民税率を10％として計算。
※「一般の個人年金」の軽減額（概算）は、平成24年1月以降に締結した個人年金の場合で計算。

表−2 掛金月額表（男性）

（単位:円）

給付の型 / 加入時年齢	1口目			2口目以降							
		終身年金			終身年金		確定年金				
		A型	B型		A型	B型	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型
20歳0月	年金月額2万円	7,020	6,180	年金月額1万円	3,510	3,090	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月～21歳0月		7,260	6,400		3,630	3,200	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月～22歳0月		7,520	6,620		3,760	3,310	2,690	1,860	2,900	2,000	1,040
22歳1月～23歳0月		7,780	6,860		3,890	3,430	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月～24歳0月		8,070	7,110		4,035	3,555	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月～25歳0月		8,370	7,380		4,185	3,690	2,990	2,070	3,225	2,225	1,155
25歳1月～26歳0月		8,680	7,660		4,340	3,830	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月～27歳0月		9,020	7,960		4,510	3,980	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月～28歳0月		9,380	8,280		4,690	4,140	3,350	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月～29歳0月		9,760	8,630		4,880	4,315	3,490	2,410	3,755	2,595	1,345
29歳1月～30歳0月		10,170	8,990		5,085	4,495	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
30歳1月～31歳0月		10,610	9,380		5,305	4,690	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
31歳1月～32歳0月		11,080	9,800		5,540	4,900	3,955	2,735	4,260	2,945	1,525
32歳1月～33歳0月		11,580	10,250		5,790	5,125	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
33歳1月～34歳0月		12,120	10,740		6,060	5,370	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
34歳1月～35歳0月		12,710	11,270		6,355	5,635	4,535	3,135	4,885	3,380	1,750
35歳1月～36歳0月	年金月額1万5千円	10,005	8,880	年金月額5千円	3,335	2,960	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月～37歳0月		10,530	9,345		3,510	3,115	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月～38歳0月		11,100	9,855		3,700	3,285	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月～39歳0月		11,730	10,425		3,910	3,475	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月～40歳0月		12,405	11,040		4,135	3,680	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月～41歳0月		13,170	11,715		4,390	3,905	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月～42歳0月		14,010	12,480		4,670	4,160	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月～43歳0月		14,955	13,335		4,985	4,445	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月～44歳0月		16,020	14,295		5,340	4,765	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月～45歳0月		17,235	15,390		5,745	5,130	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
45歳1月～46歳0月	1万円年金月額	12,410	11,090		6,205	5,545	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
46歳1月～47歳0月		13,470	12,050		6,735	6,025	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
47歳1月～48歳0月		14,710	13,180		7,355	6,590	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
48歳1月～49歳0月		16,180	14,510		8,090	7,255	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
49歳1月～50歳0月		17,940	16,110		8,970	8,055	6,370	4,405	6,865	4,745	2,460
50歳1月～59歳11月	※年金額は加入時年齢（月単位）によって異なります。（下の表を参照）										
		17,940	16,110		8,970	8,055	6,370	4,405	6,865		

※加入（増口）時年齢が50歳1月以上の方は、Ⅳ型・Ⅴ型への新規加入および増口はできません。

60歳0月～64歳11月	※年金額は加入時年齢（月単位）によって異なります。（下の表を参照）										
		20,300	18,740		10,150	9,370	7,130				

※60歳以上の加入については、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方が対象となります。
※加入（増口）時年齢が60歳0月以上の方は、Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型への新規加入および増口はできません。

●50歳1月以上で加入の方の年金額（年単位）

（単位:円）

給付の型 / 加入時年齢	加入期間	年金額（年額） 1口目（終身年金） A型・B型	2口目以降（終身年金・確定年金） A型・B型・Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型
50歳1月	119月	118,940	59,470
51歳0月	108月	107,180	53,590
52歳0月	96月	94,540	47,270
53歳0月	84月	82,100	41,050
54歳0月	72月	69,840	34,920
55歳0月	60月	57,760	28,880
56歳0月	48月	45,860	22,930
57歳0月	36月	34,140	17,070
58歳0月	24月	22,600	11,300
59歳0月	12月	11,220	5,610

※上記加入時年齢以外でのご加入のときは、月単位で年金額が異なります。

●60歳以上で加入の方の年金額（年単位）

（単位:円）

給付の型 / 加入時年齢	加入期間	年金額（年額） 1口目（終身年金） A型・B型	2口目以降（終身年金・確定年金） A型・B型・Ⅰ型
60歳0月	60月	60,000	30,000
61歳0月	48月	47,640	23,820
62歳0月	36月	35,460	17,730
63歳0月	24月	23,470	11,735
64歳0月	12月	11,650	5,825

※年金額表は年金額を計算する際の基礎となるものです。実際の年金額は100円単位（加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ）になります。

表−2 掛金月額表（女性）

（単位:円）

給付の型 / 加入時年齢	1口目			2口目以降							
		終身年金			終身年金		確定年金				
		A型	B型		A型	B型	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型
20歳0月	年金月額2万円	8,210	7,830	年金月額1万円	4,105	3,915	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月～21歳0月		8,490	8,100		4,245	4,050	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月～22歳0月		8,790	8,380		4,395	4,190	2,690	1,860	2,900	2,000	1,040
22歳1月～23歳0月		9,100	8,680		4,550	4,340	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月～24歳0月		9,430	9,000		4,715	4,500	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月～25歳0月		9,780	9,330		4,890	4,665	2,990	2,070	3,225	2,225	1,155
25歳1月～26歳0月		10,150	9,690		5,075	4,845	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月～27歳0月		10,540	10,060		5,270	5,030	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月～28歳0月		10,960	10,470		5,480	5,235	3,350	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月～29歳0月		11,410	10,890		5,705	5,445	3,490	2,410	3,755	2,595	1,345
29歳1月～30歳0月		11,880	11,350		5,940	5,675	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
30歳1月～31歳0月		12,390	11,840		6,195	5,920	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
31歳1月～32歳0月		12,940	12,370		6,470	6,185	3,955	2,735	4,260	2,945	1,525
32歳1月～33歳0月		13,530	12,930		6,765	6,465	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
33歳1月～34歳0月		14,160	13,540		7,080	6,770	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
34歳1月～35歳0月		14,850	14,200		7,425	7,100	4,535	3,135	4,885	3,380	1,750
35歳1月～36歳0月	年金月額1万5千円	11,700	11,190	年金月額5千円	3,900	3,730	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月～37歳0月		12,300	11,775		4,100	3,925	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月～38歳0月		12,960	12,405		4,320	4,135	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月～39歳0月		13,695	13,110		4,565	4,370	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月～40歳0月		14,490	13,875		4,830	4,625	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月～41歳0月		15,375	14,730		5,125	4,910	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月～42歳0月		16,365	15,675		5,455	5,225	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月～43歳0月		17,460	16,740		5,820	5,580	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月～44歳0月		18,705	17,940		6,235	5,980	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月～45歳0月		20,115	19,290		6,705	6,430	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
45歳1月～46歳0月	1万円年金月額	14,480	13,890		7,240	6,945	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
46歳1月～47歳0月		15,720	15,090		7,860	7,545	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
47歳1月～48歳0月		17,160	16,480		8,580	8,240	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
48歳1月～49歳0月		18,870	18,130		9,435	9,065	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
49歳1月～50歳0月		20,930	20,120		10,465	10,060	6,370	4,405	6,865	4,745	2,460
50歳1月～59歳11月	※年金額は加入時年齢（月単位）によって異なります。（下の表を参照）										
		20,930	20,120		10,465	10,060	6,370	4,405	6,865		

※加入（増口）時年齢が50歳1月以上の方は、Ⅳ型・Ⅴ型への新規加入および増口はできません。

60歳0月～64歳11月	※年金額は加入時年齢（月単位）によって異なります。（下の表を参照）										
		23,570	22,890		11,785	11,445	7,130				

※60歳以上の加入については、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方が対象となります。
※加入（増口）時年齢が60歳0月以上の方は、Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・Ⅴ型への新規加入および増口はできません。

●50歳1月以上で加入の方の年金額（年単位）

（単位:円）

給付の型 / 加入時年齢	加入期間	年金額（年額） 1口目（終身年金） A型・B型	2口目以降（終身年金・確定年金） A型・B型・Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型
50歳1月	119月	118,940	59,470
51歳0月	108月	107,180	53,590
52歳0月	96月	94,540	47,270
53歳0月	84月	82,100	41,050
54歳0月	72月	69,840	34,920
55歳0月	60月	57,760	28,880
56歳0月	48月	45,860	22,930
57歳0月	36月	34,140	17,070
58歳0月	24月	22,600	11,300
59歳0月	12月	11,220	5,610

※上記加入時年齢以外でのご加入のときは、月単位で年金額が異なります。

●60歳以上で加入の方の年金額（年単位）

（単位:円）

給付の型 / 加入時年齢	加入期間	年金額（年額） 1口目（終身年金） A型・B型	2口目以降（終身年金・確定年金） A型・B型・Ⅰ型
60歳0月	60月	60,000	30,000
61歳0月	48月	47,640	23,820
62歳0月	36月	35,460	17,730
63歳0月	24月	23,470	11,735
64歳0月	12月	11,650	5,825

※年金額表は年金額を計算する際の基礎となるものです。実際の年金額は100円単位（加入しているすべての年金額を合計し、50円未満は切り捨て、50円以上は切り上げ）になります。

注）加入時年齢の見方（男女共通）

①表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。
②誕生日の属する月（誕生月）にご加入の方は、△△歳0月と表示しています。
③誕生月の翌月にご加入の方は△△歳1月、誕生月の翌々月にご加入の方は△△歳2月、…となります。
④但し、「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生月になります。（例えば、「4月1日」が誕生日の方は、「3月」が誕生月になります。）